

平成17年7月8日

平成17年浄化槽法改正に伴う省令改正についての意見書

全国浄化施設保守点検連合会

会長 長井 政夫

長年にわたり浄化槽に係わってきて、浄化槽を愛する気持ちは、各団体共通するところ
であります。この際ひいきの引き倒しにならない様浄化槽が眞に国民に信頼される
汚水処理施設として、その観点から意見を申し上げます。

今回「公共用海域等の水質の保全」という目的が明確化され浄化槽の果たす役割も
重要なものとなって参りました。

我々業界団体も、心して取り組まなければならぬところであります。しかしながら浄化槽
には、まだまだ不十分な点もいくつか見られます。単独浄化槽の問題、維持管理の
内容や、点検回数の問題、法定検査に係わる問題などをこの際、情報を開示し、十分
に議論をつくさなければならぬ課題があります。

平成17年度浄化槽法改正に伴う省令事項の検討につきましては各団体の意見を十分
に反映して頂く様要望すると同時に、保守点検に係わる団体として意見を申し上げます。

1、 平成17年度浄化槽法改正に伴う省令改正について

① 放流水の水質基準

- 新設浄化槽の放流水の水質基準をBOD 20mg/L・BOD除去率90%以上とする事に
ついては異議はありません。
但し、採水方法、採水の場所や日間平均値を考慮して頂く様お願い致します。
- 既設の合併浄化槽、BOD 30mg/L、BOD 60mg/L については早期にBOD20mg/L
の施設に改善される様指導され恒久的施設としての位置づけを確保する必要があります
- 単独浄化槽については「公共用海域等の水質の保全」の観点から時限(10年以内)を
設けて合併化を促進される様期待します。

- 窒素、リンの扱いについては、保守点検の立場から見て点検項目の増加や水質分析費用の増額を招き、一般家庭に対する過剰な費用負担を生じさせてしまいます。
大型(例えば50人以上)については、負担感もさほどでもなく総量規制にも効果があると考察します。

② 第7条検査の検査時期

7条検査の目的を明確化する必要がある。竣工検査が十分に行なわれていないため7条検査時において、工事の良否や機能の評価をするなど、曖昧になっている所があります。

検査時期について幅をもたず考え方については賛同をするが、まずは検査の目的の明確化が優先でありその目的によって時期を考える必要性があります。

③ 指定検査機関から都道府県への検査結果の報告

紙ベースでの報告では受けた都道府県の情報量が膨大となりかえって活用されなくなる恐れがあります。

電子情報化を促進し、情報の一元化を図る事により、最新のデーターが行政に反映されると考えます、同時に設置届、廃止届、保守点検の記録等についても電子情報化を図る事により、相互の連携や、浄化槽に対する信頼性向上に資するものと考えます。

④ 廃止の届出に関する事項

設置届と廃止届は必ずリンクする必要があります。 設置台帳を電子情報化し浄化槽毎に、コード番号をつけて廃止の確認をしなければなりません。

現在、変更届が出でないため、番地表示、市町村名の変更、管理者の変更等、設置届と変わっているため、つき合せが困難です。

下水道計画区域内においては、市町村から、都道府県への報告義務を制度化する必要性があります、変更届についても、その情報に一番近い所にいる保守点検、清掃業者、指定検査機関の報告義務を制度化されては如何でしょうか保守点検、清掃業者検査機関の代行を検討して下さい。

⑤ その他

① 単独浄化槽について

全面的に単独浄化槽の新設廃止を図る様強く要望致します。下水道計画区域内であっても、生活排水たれ流しにつながる単独浄化槽の設置は認められません。同様に現在設置されている単独浄化槽についても時限を設けて(10年以内)合併化される様財政的支援をお願いします。 違法単独浄化槽については、絶対に設置できない様強い行政措置等がとれる様対応をお願いします。

② 下水道接続義務の免除について

現在、設置されている合併浄化槽のみならず単独から合併化をした浄化槽については浄化槽の恒久的施設としての位置づけから下水道法第10条但し書(接続義務の免除)を適用し下水道計画区域内であってもつなぎ込まない様、強く要望します。

③ 保守点検のあり方について

技術上の基準やガイドラインに添った作業の内容を明確化すると同時にその作業記録である記録表について、統一化を図って頂く様要望します、合わせて、記録表の電子化を図る事により、清掃、検査との連携を図り、又その情報を活用する事により検査に反映する事ができます。 保守点検回数については、全国バラバラに行なっている現状を把握し、回数について検討される様要望します。

④ 法定検査について

本来検査は、抜き打ち、無差別で行なうべきであり、全数検査は、著しい異状のある時に行なう検査と考えます、特に既設の単独浄化槽について全数検査をする積極的な意味がある様に思えません、費用対効果でみれば700万基の単独浄化槽の検査料金を仮に5000円/1件とすると、350億円の費用に対し得られる効果が希薄です。 記録表の電子情報化を早期に実現する事により、その情報を活用し書類検査で済ませられる様にしていく事が望ましいと考えます。